

有価証券報告書の作成・提出に際しての留意すべき事項 (2019年3月期)

2019年5月30日(木)

ひびき監査法人

公認会計士 渡部 靖彦

2019年有価証券報告書の作成・提出に際しての留意事項の主たるものは以下のとおりである。

1. 金融庁の2018年度審査結果の概要 P. 1
(1) 法令改正関係審査
(2) 重点テーマ審査
2. 有価証券報告書の作成・提出に際しての留意すべき事項及び有価証券報告書レビューの実施について(2019年3月19日)金融庁 P. 3
(1) 有価証券報告書の作成・提出に際しての留意すべき事項について
(2) 有価証券報告書レビューの実施について
3. 有価証券報告書の改正概要 P. 4
(1) はじめに
(2) 2019年1月31日付改訂府令(内閣府令第3号)による改正項目の適用時期の概要
4. 有価証券報告書の記載内容の見直しについて P. 6
(1) はじめに
(2) 企業情報の充実と拡大
I. 企業情報の開示における記述情報の役割(2020年3月期から適用)
1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等
2. 事業等のリスク
3. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析
II. 建設的な対話の促進に向けたガバナンス情報の提供(2019年3月期から適用)
1. 基本的な考え方
2. 役員報酬に係る情報
3. 政策保有株式に係る情報
III. 提供情報の信頼性・適時性の確保(2020年3月期から適用、一部2019年3月期から適用)
1. 会計監査に関する情報
5. おわりに P. 15

1. 金融庁の2018年度審査結果の概要

金融庁は2019年3月19日に「有価証券報告書の作成・提出に際しての留意すべき事項及び有価証券報告書レビューの実施について(2019(平成31)年度)」を公表した。そこで、2018年度の有価証券報告書レビューの対象項目に関し、複数の会社に共通して記載内容が不十分と認めら

れた事項があるので、有価証券報告書提出会社のみならず監査人においても十分に留意が必要である。

(1) 法令改正関係審査

審査項目：「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」(Management Discussion and Analysis) (以下「MD&A」という)における、経営方針・指標等に照らした経営成績の分析の記載や、資本の財源及び資金の流動性に係る情報の記載等について審査

主な審査結果と留意すべき事項

- ① 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等があるのに、その内容が記載されていない。
 - 当該指標等がある場合には、その内容を記載する必要がある。特に、ホームページ等により指標等を公表している場合には留意。
- ② 経営上の目標の達成状況を判断するための指標等があるにもかかわらず、当該経営方針・経営戦略等又は当該指標等に照らして、経営者が経営成績等をどのように分析・検討しているか(経営成績等の達成度合いや必要な対応等)を全く記載していない、あるいは一部の指標についてのみ記載している。
 - 当該経営方針・指標等に照らして、経営者が経営成績等をどのように分析・検討しているかなど、具体的に、かつ、分かりやすく記載する必要がある。
- ③ 資本の財源及び資金の流動性に係る情報(例えば、重要な資本的支出の予定及びその資金の調達源は何であるか)について、キャッシュ・フロー計算書の要約しか記載していない。
 - 単にキャッシュ・フロー計算書の要約だけでは不十分であり、例えば、重要な資本的支出及びその資金の調達源は何であるかなどについて記載する必要がある。
- ④ 大株主の状況における発行済株式の総数に対する所有株式数の割合の算定において、分母となる発行済株式の総数から自己株式を除いていない。
 - 自己株式は除いて計算する必要がある。

⇒今後の有価証券報告書レビューにおいて、フォローアップを実施

(2) 重点テーマ審査

審査内容：(i) 引当金、偶発債務等の会計上の見積り項目、繰延税金資産の回収可能性について審査。(ii) 繰延税金資産については、昨年度の有価証券報告書レビューで識別された、見積りに用いた業績予測において大幅な損益改善を見込んでいた事例のフォローアップを実施。

主な審査結果と留意すべき事項

- ① 係争事件に係る賠償義務等で、将来において事業の負担となる可能性のあるものが存在するが、その内容及び金額が注記されていない。
- ② 資産除去債務に関する注記において、支出発生までの見込期間や適用した割引率が記載されていない。
→①②について、注記する必要がある。
- ③ 減損損失の認識の判定に用いる将来キャッシュ・フローの見積りにおいて、資産又は資産グループの現在の価値を維持するための合理的な設備投資に関連する将来キャッシュ・フローが考慮されていない。
→現在の価値を維持するための合理的な設備投資に関連する将来キャッシュ・フローを考慮する必要がある。
- ④ 使用価値を算定する際の割引率について、税引後の数値を用いている。
→使用価値の算定に用いる将来キャッシュ・フローが税引前の数値であることに対応し、割引率も税引前数値を用いる必要がある。
- ⑤ 会計上の見積りや繰延税金資産の回収可能性の基礎となる事業計画において、大幅な増収を見込んでおり、その達成状況によっては、当該計画を適切に修正する必要あり。
→事業計画については、合理的な仮定に基づく必要がある（繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針第32項）。

⇒今後の有価証券報告書レビューにおいて、フォローアップを実施

2. 有価証券報告書の作成・提出に際しての留意すべき事項及び有価証券報告書レビューの実施について（2019年3月19日）金融庁

（1）有価証券報告書の作成・提出に際しての留意すべき事項について


2019年3月期以降の事業年度に係る有価証券報告書の作成・提出に際して留意すべき事項は以下のとおりである。

① 新たに適用となる開示制度に係る留意すべき事項

2019年3月期に適用される開示制度の改正のうち、主なものは以下のとおりである。

2019年1月に施行された「企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令」による改正「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の公表を踏まえた財務諸表等規則の改正。

② 有価証券報告書レビューの審査結果及び審査結果を踏まえた留意すべき事項

2018年度の有価証券報告書レビューの審査結果及びそれを踏まえた留意すべき事項は 別紙1のとおりである。

（2）有価証券報告書レビューの実施について

2019年3月期以降の事業年度に係る有価証券報告書レビューについては、以下の内容で実施される。なお、過去の有価証券報告書レビューにおいて、フォローアップが必要と認められ

た会社についても、別途審査が実施される。(別紙2参照)

① 法令改正関係審査

2019年1月に施行された「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」による改正、『税効果会計に係る会計基準』の一部改正等の公表を踏まえた財務諸表等規則の改正について、記載内容が審査される。このため、有価証券報告書提出会社は、別添の「調査票」に回答し、有価証券報告書の提出日後、所管の財務局等に提出が必要である。なお、具体的な提出方法等については、所管の財務局等から別途連絡される。

② 重点テーマ審査

今回(2019年3月期以降)の重点テーマは、以下のとおりである。審査対象となる会社には、所管の財務局等から別途連絡される。

[重点テーマ]

- ・ 関連当事者に関する開示
- ・ ストック・オプション等に関する会計処理及び開示
- ・ 従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する会計処理及び開示

③ 情報等活用審査

上記に該当しない場合であっても、適時開示や報道、一般投資家等から提供された情報等を勘案して審査が実施される。

3. 有価証券報告書の改正概要

(1) はじめに

2019年3月期から2020年3月期にかけて、上場企業の有価証券報告書の開示内容が大きく変わる。これまでも、会社の戦略や経営者の方針がわかりにくく、投資家目線で内容が不十分との声がでていた。金融庁は、投資家による適切な投資判断を可能とし、投資家と企業との深度ある建設的な対話に繋がる項目として、経営方針・経営戦略等、経営成績等の分析、リスク情報、ガバナンス情報を中心に、有価証券報告書における開示の考え方を整理することを目指している。

2020年3月期からは、経営環境や事業のリスクについて企業の経営者がどう認識しているかという“経営者目線”の情報開示の拡充が求められる。主に拡充される内容は、①競争の優位性や製品・サービスに関する認識、②経営上のリスクが事業に与える影響の内容や対応策、③特に重要な会計上の見積りの変化が経営に与える影響である。

どのように内容を記載するかはこれから企業が具体的に検討する。そこで、参考になりそうなのが「記述情報の開示の好事例集」及び英国の事例だ。

(2) 2019年1月31日付改正府令(内閣府令第3号)による改正項目の適用時期の概要

項 目	2019年3月期	2020年3月期	
<p>【主要な経営指標等の推移】</p> <p>●株主総利回り(新規)(Total Shareholder Return)とは、株式投資により得られた収益(配当とキャピタルゲイン)を投資額(株価)で割った比率をいう。※1 →毎期見直し必要</p> <p>●株価の推移(移動)</p>	<p>第二号様式 記載上の注意(25)</p>	<p>適用</p>	
<p>【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】</p> <p>●経営方針・経営戦略等の内容 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等がある場合には、その内容</p> <p>●経営環境</p> <p>●事業上及び財務上の対処すべき課題について、その内容、対処方針等</p>	<p>第二号様式 記載上の注意(30)</p>	<p>(早期適用可)</p>	<p>適用</p>
<p>【事業等のリスク】</p> <p>●経営者が重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクについて、顕在化する可能性の程度や時期、対応策</p> <p>●重要事象等が存在する場合には、当該重要事象についての分析・検討内容及び当該重要事象等への対応策(統合)</p>	<p>第二号様式 記載上の注意(31)</p>	<p>(早期適用可)</p>	<p>適用</p>
<p>【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】</p> <p>●財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー(経営成績等)の状況の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営成績及びキャッシュ・フローの概要について前年同期と比較 ・セグメント別に経営成績の分析・検討、主な製品・サービスの生産、受注及び販売の実績 ・主要な販売先がある場合には、相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合(10%未満の相手先については省略可) <p>●経営者の視点による経営成績等の状況に関する検討・分析内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営成績等に重要な影響を与えた要因について、事業全体及びセグメント情報に記載された区分ごとに、経営者の視点による認識と検討・分析内容 ・資本の財源及び資金の流動性に係る情報 ・経営方針・経営戦略又は経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等がある場合には、これらに照らして、経営者が経営成績等をどのよ 	<p>第二号様式 記載上の注意(32)</p>	<p>(早期適用可)</p>	<p>適用</p>

項 目		2019年3月期	2020年3月期
うに検討・分析・評価しているかを記載 ●連結財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び仮定のうち、特に重要なもの（新規）			
【コーポレート・ガバナンスの概要】	第二号様式 記載上の注意（54）	適用	
財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針	第二号様式 記載上の注意（54） c	（早期適用可）	適用
【役員の状況】（移動）	第二号様式 記載上の注意（55）	適用	
【監査の状況】	第二号様式 記載上の注意（56）	適用	
監査役及び監査役会の活動状況、監査公認会計士等の継続監査期間等	第二号様式記載上の注意（56）a（b）、 d（a）ii	（早期適用可）	適用
監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬等	第二号様式記載上の注意（56）d（f）i～ iii	適用 （経過措置あり※2）	（経過措置なし）
【役員の報酬等】	第二号様式 記載上の注意（57）	適用	
【株式の保有状況】	第二号様式 記載上の注意（58）	適用	

※1 開示府令で規定された計算式

$$\frac{\text{各事業年度末日の株価} + \text{当事業年度の4事業年度前から各事業年度までの1株当たり配当額の累計額}}{\text{当事業年度の5事業年度前の末日の株価}}$$

※2 改正後の監査報酬に係る規定は2019年3月期から適用されるが、実務を考慮し、内閣府令附則第9項の「読替規定」により2020年3月期に後ろ倒しも可能である。

（注）適用時期については、項目ごとに選択することができるものと考えられる。

- ① 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等（第二号様式記載上の注意（30））と
- ② 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（第二号様式記載上の注意（54）c）の規定は、同時に適用しなければならないと考えられる。
また、
- ③ 提出会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他提出会社の経営に重要な影響を及ぼす事象（第二号様式記載上の注意（31）b）と
- ④ 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析（第二号様式記載上の注意（32））の規定は、同時に適用しなければならないと考えられる。

4. 有価証券報告書の記載内容の見直しについて

（1）はじめに

金融庁は、2019年1月31日、「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」（2019年内閣府令第3号）が公布され、同日より施行された（以下、「本改正」という）。

2017年12月以降、金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ（座長：神田秀樹 学習院大学大学院法務研究科教授）」（以下「DWG」という）において、有価証券報告書における開示を念頭に、その他の開示（会社法開示、上場規則、任意開示等）との関係にも配慮しつつ、企業情報の開示・提供のあり方について検討及び審議し、2018年6月28日に「ディスクロージャーワーキング・グループ報告－資本市場における好循環の実現に向けて－」（以下、「DWG報告」という）として下記の提言を公表した。

- I. 財務情報及び記述情報の充実【記述情報の記載の充実】
- II. 建設的な対話の促進に向けた情報の提供【ガバナンス情報の拡充】
- III. 情報の信頼性・適時性の確保に向けた取組み【監査関係の情報の拡充】

本改正は当該提言に対応したもので、「監査上の主要な検討事項」（Key Audit Matters）と関連性が高い企業側の開示について拡充が求められ、具体的には、有価証券報告書の「事業の状況」において記載事項の追加・拡充が図られており、これらの内容が、今回の有価証券報告書の大きな改正点となる。

本改正では、①当期より原則適用する、②当期より早期適用が可能であるものの、原則適用は翌期から適用とされているものがあり、項目により適用時期が異なる。ここでは、原則適用について詳細説明し、早期適用については、留意点に絞って説明する。

2019年3月期	2020年3月期	2021年3月期
II. 【ガバナンス情報の拡充】 役員報酬、政策保有株式等	I. 【記述情報の記載の充実】 経営方針・経営戦略、事業等のリスク、経営者による経営成績等の分析（MD&A） III. 【監査関係の情報の拡充】 監査役会等の活動状況、監査人の継続監査期間、同一ネットワークへの監査報酬等	企業情報の開示充実
	KAM 早期適用開始	KAM 全面適用開始

（2）企業情報の記載の充実と拡充

企業情報の開示は、投資家の投資判断の基礎となる情報を提供することを通じて、資本市場における効率的な資源配分を実現するための基本的インフラである。DWGでは、わが国の企業情報の開示がこのような役割を十分に果たしていくとの観点から、

- ① 我が国企業の事業活動のグローバル化、情報通信技術の発展等に伴い、経営環境の変化のスピードが増すとともに、経営上の課題が複雑化、多様化していること。
- ② 資本市場における株式の保有構造をみると、機関投資家・海外投資家の株式保有割合が上昇するとともに、引き続き個人投資家が重要な地位を占めていること。
- ③ 近年、コーポレートガバナンス改革や会計監査の信頼性確保に向けた取組みが更に進められていること。
- ④ 欧州や米国をはじめ、諸外国において記述情報を含む開示の充実に向けた取組みが進

められていること。

などを踏まえ、有価証券報告書における開示を念頭に、企業情報の開示の包括的な検討を行った。そのような中、金融庁より2019年3月19日付けで、「記述情報の開示に関する原則」（以下「本原則」という）及び開示内容や開示への取り組み方についてのベストプラクティスの収集として「記述情報の開示の好事例集」（以下「好事例集」という）が公表された。本原則は、新たな開示事項を加えるものではないが、企業において、本原則に沿った望ましい開示に向けた取り組みが進められることを期待されている。

「記述情報の開示に関する原則」 <https://www.fsa.go.jp/news/30/singi/20190319/01.pdf>

「記述情報の開示の好事例集」 <https://www.fsa.go.jp/news/30/singi/20190319/02.pdf>

I. 企業情報の開示における記述情報の役割（2020年3月期から適用）

今回の記述情報は、投資家による適切な投資判断を可能とし、投資家と企業との深度ある建設的な対話につながる項目であり、経営方針・経営戦略等、経営成績等の分析、リスク情報、ガバナンス情報を中心に、有価証券報告書における開示の考え方を整理することを目的としている。この原則は、企業情報の開示について、開示の考え方、望ましい開示の内容や取り組み方を示すものであり、新たな開示事項を加えるものではない。開示書類の作成・公表に関与する者には、この原則に沿って開示を実現しているか、自主的な点検を継続することが期待されている。

記述情報は、財務情報を補完し、投資家による適切な投資判断を可能とする。記述情報の開示は、投資家による適切な投資判断を可能とし、投資家と企業の建設的な対話を促進することにより、企業の経営の質を高め、企業が持続的に企業価値を向上させる観点から重要である。

記述情報は、企業の財務状況とその変化、事業の結果を理解するために必要な情報であり、

- ① 投資家が経営者の視点から企業を理解するための情報を提供し、
- ② 財務情報全体を分析するための文脈を提供するとともに、
- ③ 企業収益やキャッシュ・フローの性質やそれらを生み出す基盤についての情報提供を通じ将来の業績の確度を判断する上で重要

とされている。このため、投資判断に必要と考えられる記述情報が、有価証券報告書において適切に開示されることが重要である。

1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等

1-1. 経営方針・経営戦略等

【法令上記載が求められている事項】

経営方針・経営戦略等の記載においては、経営環境（例えば、企業構造、事業を行う市場の状況、競合他社との競争優位性、主要製品・サービスの内容、顧客基盤、販売網等）についての経営者の認識の説明を含め、企業の事業の内容と関連付けて記載することが求められている。

1-2. 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

【法令上記載が求められている事項】

優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題の開示においては、その内容・対処方針等を**経営方針・経営戦略等**と関連付けて具体的に記載することが求められている。

1-3. 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

【法令上記載が求められている事項】

経営上の目標の達成状況を判断するための**客観的な指標等（いわゆるKPI（Key Performance Indicator）**がある場合には、その内容を開示することが求められている。

経営方針については、従来決算短信に記載されていたが、中長期的な投資を行う投資家はその投資姿勢に適合する企業であるかを判断するうえで有用な情報であることから、2017年3月31日以後に終了する事業年度から、有価証券報告書における経営方針・経営戦略等の開示が求められた。しかしながら、日本企業の経営戦略に関する開示は、全体としてみると、企業の中長期的なビジョンに関する具体的な記載が乏しい、MD&A（Management Discussion and Analysis）やリスク情報との関連付けがない等が相当程度みられるとの指摘がある。

この点、英国では、2013年、年次報告書の一部として「戦略報告書（Strategic Report）」の作成が会社法により義務付けられ、より具体的な経営情報や競争環境を示すことになった。さらに2014年、財務報告評議会（FRC）がガイダンスを作成した。ガイダンスでは、「戦略報告書」は、取締役会全体の見解を反映し、投資家にとって重要な情報で構成されるべきものであり、戦略的経営（企業の目的や経営戦略、ビジネスモデル）、事業環境（主要なリスク等）、業績（主要業績評価指標等）を相互に関連付けて記載すべきとされている。

また、日本企業では、ビジネスモデルの開示をしている企業は少ないが、英国では、ビジネスモデルについて、企業が長期的にいかに関値を創造し、維持するとともに、その中長期的な価値創造に取り組んでいるのかを明確にするよう記載することとされている。このため、競合他社と比較して、何が異なるのか、どのような優位性に基いて競争しているのかを明らかにするとともに、企業構造、事業を行っている市場、市場との関係性（バリューチェーンの中での位置付け、主要製品・サービス、顧客基盤、販売網等）のほか、ビジネスの成功のために必要な（ステークホルダーとの）関係、リソース等の性質について、企業目的や経営戦略と関連付けて説明し、投資家による経営戦略の適切性や実現可能性の考察にも資するものを期待されている。

2. 事業等のリスク

【法令上記載が求められている事項】

事業等のリスクの開示においては、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況等に重要な影響を与える可能性があるとして経営者が認識している**主要なリスク**について、当該リスクが顕在化する可能性の程度や時期、当該リスクが顕在化した場合に経営成績等の状況に与える影響の内容、当該リスクへの対応策を記載するなど、具体的に記載することが求められている。また、開示に当たっては、リスクの重要性や経営方針・経営戦略等との関連性の程度を考慮し

て、分かりやすく記載することが求められている。

リスク情報は、2003年3月期から導入されているが、日本企業のリスク情報に関する情報の開示については、一般的なリスクの羅列となっている記載が多く、外部環境の変化にかかわらず数年間記載に変化がない開示例が多いほか、経営戦略やMD&Aとリスクの関係が明確でなく、投資判断に影響を与えるリスクが読みにくいとの指摘がある。また、投資判断に当たっては、取締役会や経営会議において、そのリスクが企業の将来の経営成績等に与える影響の程度や発生の蓋然性に応じて、それぞれのリスクの重要性（マテリアリティ）をどのように判断しているかについて、投資家が理解できるよう企業固有の事情に応じたより実効的なリスク情報の開示をすることが期待される。

パブリックコメントに対する金融庁の考え方では、事業等のリスクの記載は、将来の不確実な全ての事象に関する正確な予想の提供を求めるものではないとの考え方が示されたうえで、事業等のリスクの記載が虚偽記載に該当するかどうかは個別に判断すべきと考えられるが、提出日現在において、経営者が企業の経営成績等の状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクについて、一般に合理的と考えられる範囲で具体的な説明がされている場合、提出後に事情が変化したことをもって虚偽記載の責任を問われるものではないと考えられるとされている。一方、提出日現在において、経営者が企業の経営成績等の状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクについて敢えて記載をしなかった場合、虚偽記載に該当することがあり得るとされている。

つまり、提出日現在、適切に記載していてその後事情が変化しても虚偽記載に問われることはないが、一方、敢えて記載しなかった場合等、保守的に書かないことを戒めるものとなっている。

3. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析（MD&A）

3-1. MD&Aに共通する事項

【法令上記載が求められている事項】

経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（経営成績等）の状況の分析の開示においては、経営者の視点による当該経営成績等の状況に関する分析・検討内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載することが求められている。その際、事業全体及びセグメント情報に記載された区分ごとに、経営者の視点による認識及び分析・検討内容（例えば、経営成績に重要な影響を与える要因についての分析）を、経営方針・経営戦略等の内容のほか、有価証券報告書に記載した他の項目の内容と関連付けて記載することが求められている。

MD&Aは、経営者視点からの情報を提供し、投資家の企業に対する理解を深めるための、経営の根幹に関わる、経営者の認識が問われる情報である。我が国のMD&A開示については、計数情報をそのまま記述しただけの記載やボイラープレート化した記載が多いとの指摘もありトップレベルが早期より関与し更なる取組みが必要である。

3-2. キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

【法令上記載が求められている事項】

キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容、資本の財源及び資金の流動性に係る情報の開示においては、**資金調達の方法及び状況並びに資金の主要な使徒を含む資金需要の動向についての経営者の認識を含めて記載する**など、具体的に、かつ、分かりやすく記載することが求められている。

資本の財源及びキャッシュ・フローに関する情報については、投資家は成長投資・手元資金・株主還元のバランスに関する経営陣の考え方や企業の資本コスト・財務管理に対する意識を判断するためのものとして重要であり、これらに関する開示の充実が求められる。

3-3. 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

【法令上記載が求められている事項】

財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、**重要なものについて、当該見積り及び当該仮定の不確実性の内容やその変動により経営成績等に生じる影響など、会計方針を補足する情報を記載する**ことが求められている。

重要な会計上の見積り・仮定の開示については、経営判断上の重要性や、見積り要因が企業業績に予期せぬインパクトを与えるリスクを踏まえると、経営陣の関与の下、充実した開示が期待される。

II. 建設的な対話の促進に向けたガバナンス情報の提供 <2019年3月期から適用>

1. 基本的な考え方

資本市場の機能を強化し、国民の安定的な資産形成を実現する観点から、政府においては、コーポレートガバナンス改革に取り組んでおり、2017年5月にはスチュワードシップ・コードの改訂、2018年6月にはコーポレートガバナンス・コードの改訂及び「投資家と企業の対話ガイドライン」の策定が行われた（メールマガジンNO. 21号P. 2参照）。

こうした取組みを受け、昨年末より役員報酬の不適切な開示に関する問題が話題になっている中で、投資家と企業との対話をより建設的で実効的なものとしていく観点から、より充実したガバナンス情報が提供されるとともに、提供方法が改善されることが求められる。

2. 役員報酬に係る情報

企業価値の向上に向けて経営陣にインセンティブを付与するため、近年、業績連動報酬の導入が進んでいる。報酬体系が企業価値の向上に向けた経営陣の適切なインセンティブとして十分機能しているか否かは、企業の中長期的な成長期待を判断する要素の1つとして、投資判断や対話において重視されている。

我が国の現在の開示制度における、役員報酬の開示については、

●固定報酬と業績連動報酬の構成割合や、業績連動報酬の額の決定要因等、報酬プログラムの基本的内容が分かりづらい

- 企業戦略の達成の確度を計る観点から必要な経営戦略の達成度と報酬のつながりが、報酬決定の際のK P Iを含めて十分に説明されていない
- 連結報酬総額 1 億円以上の役員に関する報酬総額等の開示について、企業価値の向上に貢献した経営陣に対してそれに見合った報酬を提供していくべきとのコーポレートガバナンス上の要請に合ったものとなっていないのではないか
といった指摘がある。

役員報酬に係る情報（改正開示府令のポイント）＜2019年3月期から適用＞

【報酬プログラム】

- 報酬の決定・支給の方法やこれらに関する考え方を具体的に分かりやすく記載
 - ・固定報酬、短期の業績連動報酬（賞与）、中長期の業績連動報酬（ストックオプション等）のそれぞれの算定方法
 - ・固定報酬と短期・中長期の業績連動報酬の支給割合の決定方針
 - ・役職ごとの支給額についての考え方
 - ・役員報酬の算定方法にK P I 等の指標が関連付けられている場合には、その指標と指標の選定理由、業績連動報酬への反映方法
 - ・報酬総額等を決議した株主総会の年月日及び決議内容等

【報酬実績】

- 実績と報酬プログラムが整合的か等を確認できるようにするため、以下を記載
 - ・当期の報酬額に決定した理由、当期のK P Iの目標と実際の達成度
 - ・固定報酬と業績連動報酬の支給割合の実績、支給された報酬の状況等

【報酬決定の枠組み】

- 報酬決定プロセスの客観性・透明性のチェックを可能とするため、以下を記載
 - ・算定方法の決定権者、その権限や裁量の範囲
 - ・報酬委員会がある場合にはその位置付け・構成メンバー
 - ・取締役会・報酬委員会の報酬決定に関する具体的活動内容等

3. 政策保有株式に係る情報

2011年から、政策保有株式（保有目的が純投資以外の上場株式）のうち資本金の1%超の銘柄につき、銘柄名、銘柄ごとの保有株式数・貸借対照表計上額・保有目的を有価証券報告書に記載することとされている。

政策保有株式については、企業間で戦略的提携を進める場合等に意義があるとの指摘もある一方、安定株主の存在が企業経営に対する規律の緩みを生じさせているのではないかと指摘や、保有に伴う効果が十分検証されず資本効率が低いとの指摘があり、政策保有株式に関する情報は、投資判断と対話の双方において重要であると考えられる。

政策保有株式に係る開示の現状を見ると、保有目的の説明が定型的かつ抽象的な記載にとどまっており、保有の合理性・効果が検証できないとの指摘があった。特に投資家からは、政策保有株式が中長期的な企業価値向上につながる可能性が必ずしも高くない一方で、少数株主軽視や資

本コストに対する意識の低さにつながるリスクが高いことから、保有の目的、効果、合理性等について詳細な開示を求める意見が多く出された。


政策保有株式の保有意義・効果について様々な見方がある中、資本コストをかけリスクをとって株式を保有する以上、政策保有に関する方針、目的や効果は具体的かつ十分に説明されるべきである。また、政策保有株式の保有について、その合理性を検証する方法や取締役会等における議論の状況について開示を求められている。

さらに、個別の政策保有株式の保有目的・効果について、提出会社の戦略、事業内容及びセグメントとの関連付け、定量的な効果（できない場合には、その旨と保有の合理性の検証方法）も含めてより具体的に記載することも求められている。

政策保有株式に係る情報（改正開示府令ポイント）＜2019年3月期から適用＞

【政策保有株式に係る記載事項等】

- 純投資と政策投資の区分の基準や考え方
- 政策保有に関する方針、目的や効果。また、政策保有株式の保有について、その合理性を検証する方法や取締役会等における議論の状況
- 開示基準に満たない銘柄も含め、売却したり、買い増した政策保有株式について、減少・増加の銘柄数、売却・買い増した株式それぞれの理由等
- 個別の政策保有株式の保有目的・効果について、提出会社の戦略、事業内容及びセグメントと関連付け、定量的な効果（記載できない場合には、その旨と保有の合理性の検証方法）を含めたより具体的な説明
- 個別銘柄の開示対象の拡大（30銘柄→60銘柄）
- 提出会社が政策保有株式として株式を保有している相手先が、当該提出会社の株主となっている場合、当該相手先に保有されている株式等

なお、役員報酬及び政策保有株式に係る情報の記載については、「調査票」を参照下さい。

4. その他のガバナンス情報

企業統治の体制（任意に設置する委員会等を含む）の「概要」については、ガバナンス情報の充実を図る観点から取締役会や委員会等の具体的な活動状況の記載が求められている。

企業統治の体制の概要（改正開示府令のポイント）＜2019年3月期から適用＞

【企業統治の体制の概要】

- 提出企業の機関設計に応じ、以下の内容を記載
 - ・委員会等の構成
 - 名称、人数、メンバー、社内・社外役員の別、委員長の属性等
 - ・委員会等の設置目的や権限等

III. 提供情報の信頼性・適時性の確保＜2020年3月期から適用、一部2019年3月期から適用＞

1. 会計監査に関する情報

会計監査に関する情報は、株主による監査人の選解任の判断のみならず、投資判断の基礎とな

る財務諸表等の信頼性確保の観点からも重要であり、投資家に対して十分かつ分かりやすく提供される必要があると考えられる。この点に関し、2016年3月の「会計監査の在り方に関する懇談会」では

- 企業が適正な監査の確保に向けて監査人とどのような取組みを行っているか
- 監査役会等が監査人をどのように評価しているか

等の開示を充実させるべきとし、監査人の独立性評価に必要な「監査人がその企業の監査に従事してきた期間」を有価証券報告書において記載すること等を提言している。

また、DWG報告では、以下の指摘がなされている。

- ・監査法人におけるローテーション制度が導入されていない中、継続監査期間は、監査人の独立性を判断する観点から重要な情報である。
- ・ネットワークベースの報酬額・業務内容は、監査人の独立性を判断する観点から重要な情報である。⇒同一ネットワークファームの監査報酬額を監査証明業務と非監査業務に分けて開示している企業もあるが、その一方で、同一ネットワークファームの監査報酬額を開示していない場合や、開示があったとしても監査証明業務と非監査業務を区分せずに開示している場合など開示にバラつきが生じていたが、今回の改正により開示の統一化が図られることになる。
- ・監査人が属するネットワークファーム全体に係る全ての契約を厳密に把握することは、企業に相応の実務負担が伴うことを考慮すべきである。
- ・グローバル企業のグループ全体の監査状況を把握する観点から、提出企業の監査人及びそのネットワークファーム以外の監査人に支払われる監査報酬全体についても開示すべきである。⇒連結子会社のすべてが同一のネットワークファームで監査しているとは限らない（特にM&Aの場合等）ためである。

また、パブリックコメントに対する金融庁の考え方では、今般の改正では、監査報酬の支払範囲について同一のネットワークに属する法律事務所や税理士事務所等の公認会計士や監査法人以外の法人にも範囲を広げるべきとされている。つまり、本改正では、ネットワークの範囲を監査証明業務のみでなく税理士業務を含むことを明確化している。また、改正前も記載が求められているネットワーク外の監査法人が行う監査証明業務に対する報酬として重要な報酬に該当するものについて、開示が求められていることを明確化している。

- ・監査役会等の具体的な活動状況は、監査役会等の実効性を判断する上で必要な情報である。監査人と監査役の連携状況等を理解するため、開催頻度や出席状況等の計数的な開示だけでなく、議論されている内容や監査役会が監査人の指摘にどのように対応したか等も含まれるべきである。

これを受けて、本改正では、「監査の状況」の項目を新設し、新たに記載を求める内容に加え、従来の開示を求めてきた事項の記載場所の整理を行っている。

「監査の状況」に係る情報（改正開示布令ポイント）＜2020年3月期から適用 一部2019年3月期から適用＞

【監査役会等の活動状況】

- 監査役会等の活動状況として、以下の内容を掲載
 - ・監査役会等の開催頻度・主な検討事項
 - ・個々の監査役等の出席状況
 - ・常勤監査役の活動等

【会計監査に関する情報】

- 会計監査に関する情報の充実に向け、以下の内容を記載

- | | |
|---|------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・企業が適正な監査の確保に向けた監査人を行っている取組み ・監査役会等による監査人の選任・再任の方針及び理由 ・監査人監査の評価（評価を実施している場合） | <p>2019年3月期から
適用（強制）</p> |
|---|------------------------------|

- ・監査人の継続監査期間
- ・監査業務と被監査業務に区分したネットワークベースの報酬額・業務内容（企業側の負担も勘案して重要性も考慮）原則2019年3月期であるが翌期から適用可→内閣府令3号附則第9項に基づいて、改正後の開示府令第2号様式記載上の注意（56）d(f) i～iiiの規定に経過措置を適用する場合は、実質的に改正前の記載内容となる）

【総覧性の向上】

- 有価証券報告書における総覧性の向上の観点から、会社法上開示されている以下の内容を記載

- | | |
|---|------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・監査人の解任・不再任の方針 ・監査役会等が監査報酬額に同意した理由 ・監査人の業務停止処分に係る事項（過去2年間の業務停止命令を受けた場合） | <p>2019年3月期から
適用（強制）</p> |
|---|------------------------------|

5. おわりに

今回の企業内容の開示に関する内閣府令の改正は、企業統治改革を巡り開示の充実への動きに注目が集まっている。また、監査に関しても、監査基準が改訂され金融商品取引法上の監査報告書に、監査上の主要な検討事項の記載が義務付けられることになった。この2つの制度改革は、開示の充実に向けた企業の取組みを促し、情報開示の充実を図り、開示情報について企業と投資家の間で対話が行われることを期待するものである。

企業の経営戦略や直面するリスクは各社各様で、説明の在り方に正解は無い。日本企業の有価証券報告書がより充実し、投資家の求める情報となるかどうか創意工夫が問われている。

なお、本稿の意見に関する部分は、筆者の個人的見解であることを申し添えます。

以上